鎌ケ谷市ふるさと納税返礼品（変更）申込書

　　年　　月　　日

鎌ケ谷市長様

所在地

事業者名

代表者職氏名

　鎌ケ谷市ふるさと納税返礼品募集要項に基づき、下記のとおり申し込みます。

　申込みにあたっては、この申込書に記載する内容が事実と相違なく、また募集要項に定める要件をすべて満たし、遵守することを誓約します。

（以下、返礼品変更申込の場合は、市へ提出した申込書からの変更点のみの記入で結構です）

|  |  |
| --- | --- |
| ホームページＵＲＬ | http:// |
| 過去の鎌ケ谷市との取引の有無 | □　有　　　□　無 |
| ご連絡先 | 部署 |  |
| ご担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E-Mail |  |

【申込み商品】

|  |  |
| --- | --- |
| 商品名 | ふりがな |
|  |
| 商品の説明・特徴（次ページの鎌ケ谷市の地場産品要件を満たしている理由等について、詳細に記入してください。） |  |
| 商品の内容(個数や大きさ） |  |
| 商品画像 | * 寄附申込みサイトに掲載する商品画像をJPEG形式にてご提供ください（最大8枚まで）（返礼品変更申込で、商品画像が変更になる場合含む）。
* 送付アドレス：furusato\_bpo@futurelink.co.jp
 |
| 商品代・送料 | 商品代（税込） | 円※税込、包装代・箱代込で寄附金額の３割以内 |
| ふるさとチョイスSCMの利用の有無 | □利用する　　　　　　□利用しない※ヤマト運輸の伝票発行サービス　詳細はお問い合わせください |
| 送料単価（税込） | 円※ふるさとチョイスSCMを利用しない場合にご記入ください |
| 軽減税率 | □該当　　　　　　　　□非該当 |
| * 箱代が別途発生する場合は、商品代に含めてください。
* 発送地域毎に送料が異なる場合は、単価表を添付してください（ふるさとチョイスSCMを利用しない場合）。
 |
| 発送可能時期等 | □　通年で発送可能　　□　個数限定（　　　　　個限定）□　期間限定（発送可能時期　　　　から　　　　まで） |
| 賞味期限、消費期限、使用期限等 |  |
| アレルギー表示 | □乳　　□卵　　□小麦　　□そば　　□落花生　　□えび□かに　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 発送方法等 | 配送業者 | □ヤマト運輸　　□佐川急便　　□西濃運輸□ゆうパック　　□郵便・レターパック□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 配送サイズ（縦・横・高さの合計(cm)） | □60サイズ　　□80サイズ　　□100サイズ□120サイズ　　□140サイズ□160サイズ　　□170サイズ以上□その他（　　　　　　　） |
| 配送指定 | □冷凍便　　□冷蔵便　　□常温便□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 商品等の製造・加工場所の所在地 |  |
| 地場産品要件※該当する項目にチェックしてください。※いずれかに該当しない場合、返礼品として認定を受けることはできません。 | □　1号　鎌ケ谷市内で収穫、栽培、生産等されたもの。□　２号　原材料の主要な部分が、鎌ケ谷市内で収穫、栽培、生産等されたもの。□　３号　鎌ケ谷市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。□　３号イ（熟成肉）　　　　千葉県内において生産された食肉を原材料として、鎌ケ谷　　　市内において熟成することにより、相応の付加価値が生じて　　　いるもの。□　３号イ（精米）　　　　千葉県内において生産された玄米を原材料として、鎌ケ谷　　　市内において精白することにより、相応の付加価値が生じて　　　いるもの。□　３号ロ（企画立案）　　　　鎌ケ谷市内において製品の企画立案その他の当該製品に　　　実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該　　　製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が鎌ケ谷市内　　　で生じている旨の証明がなされたもの。（任意様式で、証明　　　できる書類をご提出ください。）□　４号　鎌ケ谷市内で収穫、栽培、生産等されたもので、近隣の他市町村内で収穫、栽培、生産等されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。□　５号　鎌ケ谷市のＰＲを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、それに類するもの。□　６号　１号から５号までに該当する商品と、その商品に関連する商品とを組み合わせたもの。ただし、組合せた商品のうち、１号から５号までに該当する商品が主要な部分を占めていること。□　７号　鎌ケ谷市内で提供されるサービス等（宿泊（飲食を伴う　　　ものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であり、そのサ　　　ービスの主要な部分が鎌ケ谷市に関連するものであること。□　７号の２（宿泊）　　　　　鎌ケ谷市内に所在する宿泊施設であって、千葉県内にお　　　いてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの。□　７号の３イ（五万円以下の宿泊）　　　　　鎌ケ谷市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に　　　係る役務であって、「７号の２」に該当しないもののうち、　　　当該役務の調達に用する費用の額が一夜につき一人当たり　　　五万円を超えないもの。 |
| その他・備考 |  |

* こちらに記載されている内容を基に寄附申込みサイト等に掲載することがありますので、正確に記載してください。
* 商品のパンフレットがあれば添付してください。
* 商品が複数ある場合は、この用紙を複写して使用してください。